

## 児童虐待16万件

2018 年度に全国の児童相談所に対応した児童虐待件数が、前年度比19.5%増の15万9,850件あると公表されています。

統計を開始した 2000 年度から毎年増加を続け、過去最多となりました。

### 《虐待の内容》

種類	件数	割合
心理的虐待	88,389	55.3%
身体的虐待	40,256	25.2%
育児放棄	29,474	18.4%
性的虐待	1,731	1.1%
合計	159,850	100%

児童虐待の対応件数は、2000 年度からの 18 年間で9倍になっています。

これに対して、児童相談所に対応する児童福祉士は2018年度で3,426人と、2000年度の2.6倍に留まっています。



「48時間ルール」をご存じですか。

これは、児童相談所が児童虐待を疑う通告を受けてから48時間以内に子供の安否を確認しなければならない、というルールです。

現状の体制で、「48時間ルール」を守れというのは、酷ではないでしょうか。

近頃、毎日のように児童虐待のニュースが流れています。痛ましい限りです。

起った児童虐待に対応するのは当然のことです。しかし、起こさないようにすることも、大事なことだと思います。社会全体としての取組が必要になってきます。

虐待の対象となる児童は、我が子(連れ子を含めて)のほずです。

なぜ、自分の子を痛めるのか。自分勝手な憂さ晴らしに過ぎないのか。全く理解できません。生きづらくなっていることの一つの表れなのでしょうか？